

部活動実施上の留意事項

部活動の実施に当たっては、以下のとおり、感染防止対策を講じた上で、計画的に実施すること。特に下線部には留意すること。

校長は、「部活動における感染拡大防止対策チェックリスト」を各部活動の顧問に作成させ、必要な対策が講じられているか感染状況に応じて点検し、対策が不十分な部活動には、必要な指導を必ず行うこと。

1 部活動全般に関すること

- (1) 顧問（指導者）は、部員の健康状態、行動内容を常に把握、管理するとともに、部員の同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいないか常に確認すること。
- (2) 発熱等の風邪の症状が見られるときは、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養すること。
- (3) プレー時以外は原則としてマスクを着用するとともに、人との十分な距離（できるだけ2m、最低1m）を確保すること。
※熱中症対策を優先し、マスクを着用しない場合は、十分な距離を確保する、話をしないなどの対策を徹底すること。
- (4) マスクを外す飲食の場面は特に注意し、よく換気されている場所で、かつ、十分な距離を確保すること。また、必要以上の会話は控え、飲食後は速やかにマスクを着用すること。
- (5) 活動の前後には、石けんによるこまめな手洗いをするなど、手指衛生に努めるとともに、可能な範囲で施設、用具等の消毒をすること。
- (6) 飲み物、タオル、身に付ける用具は各自が準備し、共用しないこと。
- (7) (1)～(6)のほか、各競技団体や文化芸術団体が示すガイドラインに従うこと。

2 活動日、活動時間、活動場所に関すること

- (1) 同一日、同一時間に多くの生徒が集まることを避けるため、各部の活動日、活動時間をずらすなどの工夫をすること。
- (2) 屋内で実施する場合は、CO₂モニターを活用した換気を行い、可能な限り常時、天候上困難な場合はこまめに（30分に一度など）2方向の窓を同時に開けて換気をする等、二酸化炭素濃度が1,000ppm以下の状態を維持するよう工夫すること。
- (3) 飛沫感染・エアロゾル感染が想定されるような練習及び至近距離での会話（顧問の指示等も含む。）は、屋外であっても避けるよう工夫して活動すること。
- (4) 公共、民間施設を利用する際には、利用する施設の指示に従うこと。
- (5) ウェイトトレーニング場、武道場、教室、部室、更衣室等の換気の悪い密閉空間については、感染リスクが高いことから特に留意すること。

3 対外試合への参加と合宿の実施について

- (1) 会食を控えるなど、相手校との接触の機会を最小限にとどめること。
- (2) 部員の意思や健康状態等に十分配慮するとともに、保護者の理解を十分得ること。
また、参加に当たっては、主催者及び事務局の留意事項等に従い、必要な対策を講じること。
- (3) 事前に会場となる地域（都道府県、市町村等）における感染状況や対応制限等を確認の上、慎重に判断すること。
- (4) 陽性が判明し療養期間内にある者、又は濃厚接触者・接触者として待機期間内にある者の参加は認めない。なお、療養期間を終えていても、陽性判明者においては発症日から10日間、濃厚接触者においては陽性判明者との最終接触から7日間は、検温

等の自主的な感染予防行動の徹底をすべき期間にあることから、参加を認めない。

- (5) 対外試合（合宿）への参加前10日以内に風邪症状等があった場合は、大会主催者の指示に従う（合宿については参加を見合わせる）こと。
- (6) 対外試合又は合宿の終了後（平均的な潜伏期間である5～6日間は特に）は毎日検温するなど、健康観察を徹底することとし、体調不良の場合は自宅で療養し、風邪症状等があれば、かかりつけ医^{*}に相談し指示を仰ぐこと。
※かかりつけ医がない、相談先がわからない場合は、県コールセンターに問い合わせること。

4 移動に関する事

- (1) 可能な限り、バス等のチーム専用の移動手段を手配すること。
- (2) チーム専用の移動手段を利用する際、窓を開ける等により常時換気するとともに、移動時は私語や飲食をせず、原則としてマスクを着用するなど、対策を徹底すること。

5 宿泊に関する事

- (1) 感染拡大防止に向けた積極的な取組を実施している宿舎を利用すること。
- (2) 宿舎は一人部屋が望ましいが、困難な場合は、極力少人数の部屋割りとなるよう配慮し、常時換気とすること。
- (3) 共同浴場は可能な限り利用しないこと。共同浴場を利用する場合は、脱衣所の感染リスクが高いことから特に留意すること。
- (4) 風邪症状等を訴える者が出た場合は、即座に個室に隔離するとともに、会場地コールセンターに連絡し、受診方法等について指示を受けること。